

第百七十四回国会
衆議院
環境委員会
議 録 第 三 号

平成二十二年三月二十六日(金曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 樽床 伸二君

理事 太田 和美君 理事 木村たけつか君

理事 橋本 博明君 理事 横光 克彦君

理事 齋藤 健君 理事 吉野 正芳君

理事 江田 康幸君

石田 三示君 大谷 信盛君

川越 孝洋君 工藤 仁美君

楠瀬 万里君 小林千代美君

斎藤やすのり君 田島 一成君

田名部匡代君 玉置 公良君

村上 史好君 森岡洋一郎君

矢崎 公二君 山崎 誠君

吉川 政重君 小池百合子君

近藤三津枝君 園田 博之君

古川 禎久君 山本 公一君

中島 隆利君

環境大臣

環境副大臣

環境大臣政務官

環境委員会専門員

小沢 鋭仁君

田島 一成君

大谷 信盛君

春日 昇君

三月二十四日

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

同日二十六日

危険な気候を回避するための法律制定を求めることに関する請願(五十嵐文彦君紹介(第五三三号))

同(石田三示君紹介(第五三五号))

同(川越孝洋君紹介(第五三六号))

第一類第十一号 環境委員会議録第二号 平成二十二年三月二十六日

同(河野太郎君紹介(第五三七号))
同(山崎誠君紹介(第六二四号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

○樽床委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小沢環境大臣。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○小沢国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

かつて我が国では高度経済成長期に深刻な公害が発生し大きな社会問題となりましたが、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の制定、地方公共団体及び事業者による対策等の成果として、大気環境及び水環境の状況は顕著に改善されてまいりました。

しかしながら、近年、地球温暖化を初めとする環境問題の多様化、地方公共団体や企業における経験豊富な公害防止担当者が多数退職しつつあること等を背景として、公害防止対策を取り巻く状況が構造的に変化しています。

こうした中、昨今、一部の事業者において、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の排出基準の超過があった場合に、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生しています。さらに、公共用水域において発見される水質事故の件数の増加が見られるところであります。

こうした現状にかんがみ、事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設についてであります。

ばい煙排出者及び排水を排出する者等に対し、ばい煙量または排水の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務づけるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとしております。

第二に、事業者の責務規定の創設についてであります。

事業者は、ばい煙または排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙または排水の排出等の状況を把握するとともに、ばい煙の排出抑制または水質汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならないこととしております。

第三に、大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の見直しについてであります。

都道府県知事は、ばい煙排出者が排出基準等に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができることとしております。

第四に、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加についてであります。

公共用水域に多量に排出されることにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を製造等する施設を設置する工場または事業場の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届け出を新たに義務づけることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○樽床委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十四分散会

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第十七条の二」第十七条の十四」を「第十七条の三」第十七条の十五」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活

環境に係る被害を生ずる」を削る。

第十六条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第二章の二中第十七条の十四を第十七条の十五とし、第十七条の十三を第十七条の十四とする。

第十七条の十二第二項中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第二項中「第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同条を第十七条の十三とし、第十七条の十一を第十七条の十二とし、第十七条の十を第十七条の十一とし、第十七条の九を第十七条の十とする。

第十七条の八中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六第一項中「第十七条の四第一項又は」を「第十七条の五第一項又は」に、「第十七条の四第一項第四号」を「第十七条の五第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第二項」に改め、同条を第十七条の七とし、第十七条の五を第十七条の六とし、第十七条の二から第十七条の四までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようになしなけれ

ばならない。

第二十七條第二項中「第十七條の十二第一項」を「第十七條の十三第一項」に、「第十七條の十二第二項」を「第十七條の十三第二項」に、「第十七條の四から第十七條の八まで」を「第十七條の五から第十七條の九まで」に改め、同条第三項中「第十七條の十二第二項」を「第十七條の十三第二項」に、「第十七條の四、第十七條の六」を「第十七條の五、第十七條の七」に改め、同条第四項中「第十七條の七」を「第十七條の八」に改め、同条第六項中「第十七條の十」を「第十七條の十一」に改める。

第二十八條の二第一号中「第十七條の七、第十七條の十」を「第十七條の八、第十七條の十一」に改め、同条第六号中「第二十八條第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三條中「第十七條の七、第十七條の十」を「第十七條の八、第十七條の十一」に改める。

第三十四條第一号中「第十七條の四第一項、第十七條の六第一項」を「第十七條の五第一項、第十七條の七第一項」に改める。

第三十五條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十七條の五第一項」を「第十七條の六第一項」に改め、同条第二号中「第十七條の八」を「第十七條の九」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十六條の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

第三十七條中「第十七條の十二第二項」を「第十七條の十三第二項」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に、「第十四条の四」第十四条の十」を「第十四条の五」第十四条の十一」に改める。

第二條第二項第一号中「物質を」を「物質(以下「有害物質」という。)を」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項第一号に規定する物質(以下「有害物質」という。))」を「有害物質」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「(特定施設を除く。))」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(第十四条の二第二項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

第十四條第一項及び第二項中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第十四條の二第一項中「又は油を含む水が」を「を含む水若しくはその汚染状態が第二條第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が」に、「地下」を「有害物質を含む水が当該特定事業場から地下」に、「又は油を含む水の排出又は」を「を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の」に改め、同条第三項中「又は」を「指定事業場の設置者又は」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(特定事業場以外の工場又は事業場で)」を削り、「もの」を「工場又は事業場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定施設を設置する工場又は事業場(以下この条において「指定事業場」という。)の設置

者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようになしなけれ

第二十三條第二項の表第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表第八号中「海洋施設等」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三條第三号に規定する海洋施設等(廃油処理施設を除く。))」に、「第十四條の二」を「第十四條の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号を削り、同表第六号中「第十四條の二」を「第十四條の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第九号とし、同表第五号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同号を同表第七号とし、同号の次に次のように加える。

八 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者

第二十三条第二項の表第四号中「第十四条の二を」第十四条の二第三項及び第四項に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同号を同表第四号とし、同号の次に次のように加える。

五 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者

当該指定施設

第十四条の二第二項及び第四項

第二十三条第二項の表第二号中「(前号の鉱山を除く。)」を削り、「第十四条の二を」第十四条の二第三項及び第四項に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。

二 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者

当該鉱山

第十四条の二第二項及び第四項

第二十三条第六項中「第三号」を「第四号」に、「同表第五号」を「同表第七号」に改める。

第二十四条の二第一号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第二十八條第一項中「第十四条の七第一項、第十四条の八第五項」を「第十四条の八第一項、第十四条の九第五項」に改める。

第三十一條第一項第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第三十三條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定(同条第一号及び第二号に係る部分を除く。))を

があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号ハ中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「物質」を「有害物質」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第六条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第七条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第八条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第六項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第二十五條第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法及び有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。

一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第二十條

二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百十号)第十三条第二項

理由

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出の抑制及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年三月三十一日印刷

平成二十二年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A